

令和5年5月8日

保護者のみなさまへ

小松島市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の
学校における対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けて、法律上の5類感染症に移行となりました。今後の感染症対策について、次のようにさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 発熱や喉の痛み、咳等の普段と異なる症状がある場合について

- ・ 自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないでください。
- ・ アレルギー疾患等の症状と区別することは困難であることから、軽微な症状の場合には、登校を制限いたしません。

2 感染が確認された場合について

- ・ 「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」出席停止となります。
- ・ 出席停止後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。
- ※ 医療機関で感染が確認された場合は、学校(園)にご連絡ください。
(土日祝日の市役所休日夜間窓口への連絡は必要ありません。)

3 濃厚接触者の特定について

- ・ 濃厚接触者としての特定は行われなくなりました。感染が確認されていない場合には、出席停止の対象としません。
- ※ 濃厚接触者と思われる場合であっても、学校(園)への報告は必要ありません。

4 感染が不安で休ませたい場合について

- ・ 同居家族に高齢者や基礎疾患があるなど、合理的な理由等により、欠席させたい場合には、学校とご相談ください。

5 学校における基本的な感染症対策について

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - ・ 適切な換気の確保
 - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
- を行った上で、マスクの着用を求めないことを基本とします。

6 臨時休業等の対応について

- ・ 学級内で感染が広がっている可能性が高い場合には、5日程度の学級閉鎖を行います。さらに、学年や学校内で感染が広がっている場合には、学年または学校全体の臨時休業を実施いたします。